

件名 住民基本台帳事務における支援措置の申出を行っていた方の個人情報の漏えいについて

本市から転出し、他の自治体で住民基本台帳事務における支援措置の申出（以下「支援措置申出」）を行っていた方の個人情報の漏えいがありました。

概要については、次のとおりです。

- 1 個人情報の漏えいが発生した日：令和5年4月5日
- 2 個人情報の漏えいを認識した日：令和5年7月5日
- 3 漏えいした個人情報の種類：支援措置申出を行っていた方の現住所
- 4 発生状況

本市から転出し、他の自治体で支援措置申出を行っていた方から、戸籍の附票の写しを夫に取得され、現住所が知られてしまった旨の連絡がありました。

市民課において発行履歴を調査したところ、夫がマイナンバーカードを利用してコンビニ交付により戸籍の附票の写しを取得していたことが確認され、個人情報の漏えいが判明しました。

5 原因

戸籍システムにおいて附票に新たな住所を入力する異動処理を行う際に、本来実行しなければならないシステム上の事務処理を行わなかったことが原因です。

6 対応及び再発防止に向けた対策

- (1) 市は、今回の事態を重く受け止め、支援措置申出を行っていたご本人の安全確認を行うとともに、謝罪しました。
- (2) 現在、支援措置申出を行っている他の方々の個人情報の管理には問題がないかを総点検し、全て安全に管理できていることを確認しました。
- (3) 戸籍システムの運用方法の見直しを行い、集中して事務を行う環境を整備するとともに、必ず複数人で確認するチェック体制を徹底しました。

7 示談日及び損害賠償の額

示談日：令和5年11月6日

損害賠償の額：20万円

今後、このようなことが起こらぬように、個人情報の安全管理を徹底してまいります。

担当者：市民課長 佐野敬子
連絡先：TEL 042-973-2112